

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和4年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和4年度の初日から令和4年5月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	111 トン	32 トン	79 トン
		110 トン	32 トン	78 トン
3	クリーム	53 トン	18 トン	35 トン
		43 トン	18 トン	25 トン
4	粉乳類	39,597 トン	2,162 トン	37,435 トン
		32,077 トン	1,893 トン	30,184 トン
5	無糖れん乳	2,540 トン	212 トン	2,328 トン
		2,537 トン	212 トン	2,325 トン
6	加糖れん乳	354 トン	5 トン	349 トン
		254 トン	5 トン	249 トン
7	ヨーグルト	13 トン	1 トン	12 トン
		13 トン	1 トン	12 トン
8	バターミルク	17 トン	4 トン	13 トン
		17 トン	4 トン	13 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924 トン	6,917 トン	46,007 トン
		39,833 トン	5,980 トン	33,853 トン
10	その他の乳製品	12,655 トン	854 トン	11,801 トン
		9,733 トン	527 トン	9,206 トン
11	バター	22,803 トン	1,386 トン	21,417 トン
		19,998 トン	1,289 トン	18,709 トン
12	豆類	80,402 トン	16,418 トン	63,984 トン
		32,815 トン	7,066 トン	25,749 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712 トン	677,427 トン	4,870,285 トン
		4,396,456 トン	622,427 トン	3,774,029 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,227,096 トン	182,998 トン	1,044,098 トン
		226,552 トン	23,077 トン	203,475 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	706,967 トン	48,666 トン	658,301 トン
		706,467 トン	48,666 トン	657,801 トン
15	コーンスターチ	3,762 トン	660 トン	3,102 トン
		3,603 トン	516 トン	3,087 トン
16	ばれいしょでん粉	10,508 トン	2,786 トン	7,722 トン
		8,752 トン	2,743 トン	6,009 トン
17	マニオカでん粉	164,346 トン	25,191 トン	139,155 トン
		163,917 トン	25,191 トン	138,726 トン
18	サゴでん粉	19,406 トン	2,276 トン	17,130 トン
		19,406 トン	2,276 トン	17,130 トン
19	その他のでん粉	1,496 トン	43 トン	1,453 トン
		1,308 トン	43 トン	1,265 トン
20	イヌリン	2,774 トン	325 トン	2,449 トン
		72 トン	8 トン	64 トン
21	落花生	33,564 トン	6,592 トン	26,972 トン
		20,641 トン	4,137 トン	16,504 トン
22	こんにゃく芋	156 トン	43 トン	113 トン
		156 トン	43 トン	113 トン
23	ミルク調製品	10,039 トン	115 トン	9,924 トン
		4,879 トン	3 トン	4,876 トン
24	でん粉調製品	287 トン	51 トン	236 トン
		287 トン	51 トン	236 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,970 トン	302 トン	4,668 トン
		2,580 トン	78 トン	2,502 トン
27	調製食用脂	18,993 トン	200 トン	18,793 トン
		2,415 トン	142 トン	2,273 トン
28	繭	4.5 トン	0.5 トン	4.0 トン
		4.5 トン	0.5 トン	4.0 トン
29	生糸	260 トン	30 トン	230 トン
		260 トン	30 トン	230 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。